

岐阜県薬局物価費高騰対策支援金に関するQ&A

<支援金の交付対象について>

| | | |
|---|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 支援金の交付対象は誰ですか。 | 令和7年4月1日時点で岐阜市を含む県内に保険薬局を開設する事業者が対象となります。 ただし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に廃止又は休止する保険薬局は対象となりません。 |
| 2 | 休止中の薬局は交付の対象に含まれますか。 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に休止の期間がある薬局は対象となりません。 |
| 3 | 近いうちに薬局を廃止又は休止する予定ですが、交付の対象となりますか。 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに休止もしくは廃止する薬局は対象となりません。 |
| 4 | 今後、開設予定の薬局も交付の対象となりますか。 | 令和7年度中に開設する（または、開設している）薬局であっても令和7年4月1日時点で開設していないものは対象となります。 |
| 5 | 開設者が県外の法人でも交付の対象となりますか。 | 薬局の所在地が岐阜県内であれば対象となります。 |
| 6 | 自宅兼事務所の場合も対象となりますか。 | 薬局の所在地が岐阜県内であれば対象となります。 |
| 7 | 岐阜市内の保険薬局も交付金の対象となるか。 | 岐阜市内の薬局も対象となります。 |

<他の支援金等との関係について>

| | | |
|---|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 同じ建物内に医療機関等がある場合、岐阜県の他の物価高騰対策支援金も申請することはできますか。 | 同じ建物内で、複数の施設を運営している場合は、各施設ごと（医療機関等、薬局、高齢者施設等）に県の支援金を申請することが可能です。 ただし、対象となる施設については、それぞれの施設の支援金交付要綱に定められていますのでご確認ください。 |
| 2 | 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町村等）から受けている、又は受ける予定があるが、この支援金を受け取ることはできますか。 | 他団体からの同様の趣旨の給付金の受給（予定を含む）等の有無に関わらず、支援金を受け取ることが可能です。ただし、本支援金を受け取った場合に他の給付金等を受けることができるか否かは、他団体の給付金等の支給要件をご確認ください。 |

<申請方法について>

| | | |
|---|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 郵送で提出する場合の申請様式はどこで入手できますか。 | 以下の支援金特設WEBサイトから様式をダウンロードしてください。 https://jimukyoku-site.jp/gifu/bukkakoutoutaisakushien/yakkyoku/ ※申請は原則オンライン申請フォームから行ってください。 |
| 2 | 申請書はどのように提出したらよいですか。 | 申請は原則オンライン申請フォームから行ってください。 オンライン申請フォームの利用ができない場合に限り、郵送で提出してください。 ※郵送の場合は、簡易書留等、追跡可能な方法としてください。 なお、申請書の持参による申請はご遠慮ください。 |
| 3 | 申請の受付期間はいつまでですか。 | 申請の受付期間は、令和8年1月5日から令和8年2月2日までとされています。 ただし、多数の申請が予想されるため、可能な限り早めの申請にご協力をお願いいたします。 |
| 4 | 申請書兼請求書をファックスや電子メールで提出してもよいですか。 | 多量の申請を短期間で処理する必要があることと情報セキュリティの観点からオンライン申請フォームからの申請又は郵送による申請のみ受け付けます。 |
| 5 | 複数の薬局を開設している場合、薬局ごとの申請になりますか。それとも開設者単位での申請になりますか。 | 開設者単位で申請ください。申請様式の別紙1に交付対象となるすべての薬局を記入してください。 |

| | | |
|----|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 6 | 申請書兼請求書に押印は必要ですか。 | 申請書兼請求書に押印は必要ありません。 |
| 7 | 2回に分けて申請することはできますか。 | 重複申請を防ぐため、開設者ごとに1回の申請としてください。 |
| 8 | インターネットバンキングを利用してお り、通帳の写しを提出することができますが、どうしたらよいですか。 | 口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像を提出してく ださい。 |
| 9 | 振込先口座を複数にすることはできますか。 | 振込先口座は1つのみです。 |
| 10 | 振込先口座の名義人は、申請者（開設者 が法人の場合は法人）の名義でなければ いけませんか。 | 申請者（開設者が法人の場合は法人）の名義としてください。なお、 代表者や職員等の個人名義の口座を振込先口座とすることはできませ ん。 |
| 11 | 前回の支援金申請書に添付した「対象保 険薬局一覧」、「振込先確認書」から変 更がありませんが、省略可能ですか。 | お手数ですが、前回の申請書から変更がない場合であっても改めて 「対象保険薬局一覧」、「振込先確認書」に必要事項を記載のうえ提 出してください。 |
| 12 | 過去に県への口座登録（債権者登録）を行 ってあるが、あらためて「振込先確認 書（様式3）」を提出する必要がありますか。 | 県への口座登録（債権者登録）の有無に関わらず、「振込先確認書 （様式3）」を提出してください。 |
| 13 | 申請書類の控えは残しておいた方がよい ですか。 | 事務局から確認や修正の連絡をした際に確認いただけるよう、提出し た書類につきましては、コピーや電子データなどにより控えを残して ください。 |
| 14 | 同じ建物内に医療機関等がある場合、申 請はまとめて行なわなければなりません か。 | 「医療機関等」「薬局」等の各区分ごとに別々に申請書を作成してく ださい。提出の時期は同時でなくても構いません。 |

<支援金の交付等について>

| | | |
|---|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 支援金の交付はいつ頃になりますか。 | 令和8年3月末までに指定いただいた口座に振込予定です。 |
| 2 | 支援金の交付が決定した旨の通知は届き ますか。 | 交付が決定した旨の通知は行いません。申請内容に不備等がないこと を確認後、口座に振込を行います。 |
| 3 | 不交付となることはありますか。 | 申請書を提出いただいても、次の場合は不交付となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が交付要綱で規定する対象事業者の要件を満たさない場合 ・申請者が交付要綱で規定する欠格事由に該当する場合 ・申請書類に不備等があり、修正を依頼したにも関わらず、 期日までに書類の修正等がない場合 |
| 4 | 申請書類が到着したかや審査状況等を確 認したいのですが、どうしたらよいですか。 | オンライン申請フォームで申請いただいた場合は、申請フォームにて 審査状況を確認することができますので、そちらをご確認ください。 郵送で申請いただいた場合は、到着したかどうかは簡易書留等の追跡 手段にてご確認ください。 審査の過程で、確認や補正をお願いする場合は、事務局から連絡いた します。 いずれの場合も、多数の問い合わせが予想されることから、事務局へ の確認はなるべくお控えください。 |

<その他>

| | | |
|---|-----------------|-------------------------------------------|
| 1 | 実績の報告は必要ですか。 | 本支援金に係る実績の報告は不要です。 |
| 2 | 支援金の用途制限はありますか。 | 支援金は物価高騰分に活用されることを想定していますが、特段の用途制限はありません。 |